

【地域関係者向け(自主防災組織、民生委員児童委員など)】

## 避難行動要支援者の個別避難計画作成の手引き

【第1版】令和5年4月 瀬戸内市総務部危機管理課 作成  
※今後の取り組みの進捗に応じて内容の更新を行う場合があります。

### 1 はじめに

近年、地震や風水害などの自然災害が頻発・激甚化し、大きな被害を及ぼしています。

大規模な地震や水害などが発生した直後は、行政による支援（公助）には限界があるため、近隣住民の助け合いによる対応（共助）が重要です。

特に、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対しては、地域のみなさんによる支援が必要です。国においても、過去の自然災害で避難行動要支援者に被害が集中していることを受けて、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画作成することが法律に位置づけられることとなりました。

本手引きは、避難行動要支援者の個別避難計画作成を推進し、各地域における避難支援体制を強化するための具体的な事項についてまとめたものです。

**避難支援者であっても、まずは自分や家族の安全確保が第一です。**

**災害時における避難行動要支援者への支援は、避難支援者の善意によって成り立つものであり、権利・義務の関係は発生しません。そのため、災害時に支援をする方が避難行動要支援者を支援できなかったとしても、法的な責任は発生しません。**

### 2 避難行動要支援者とは

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自分の命を守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動を取るのに配慮が必要な方を「要配慮者」といいます。

「要配慮者」には、以下のような方があげられます。

#### 【要配慮者の類型】

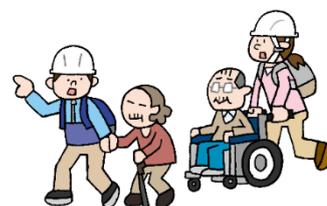
**高齢者、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、地理に不案内な旅行者、など**

※「障害者」は「障害者及び障害児」を指す。

「要配慮者」のうち、特に避難行動等に支援が必要な在宅の方を、

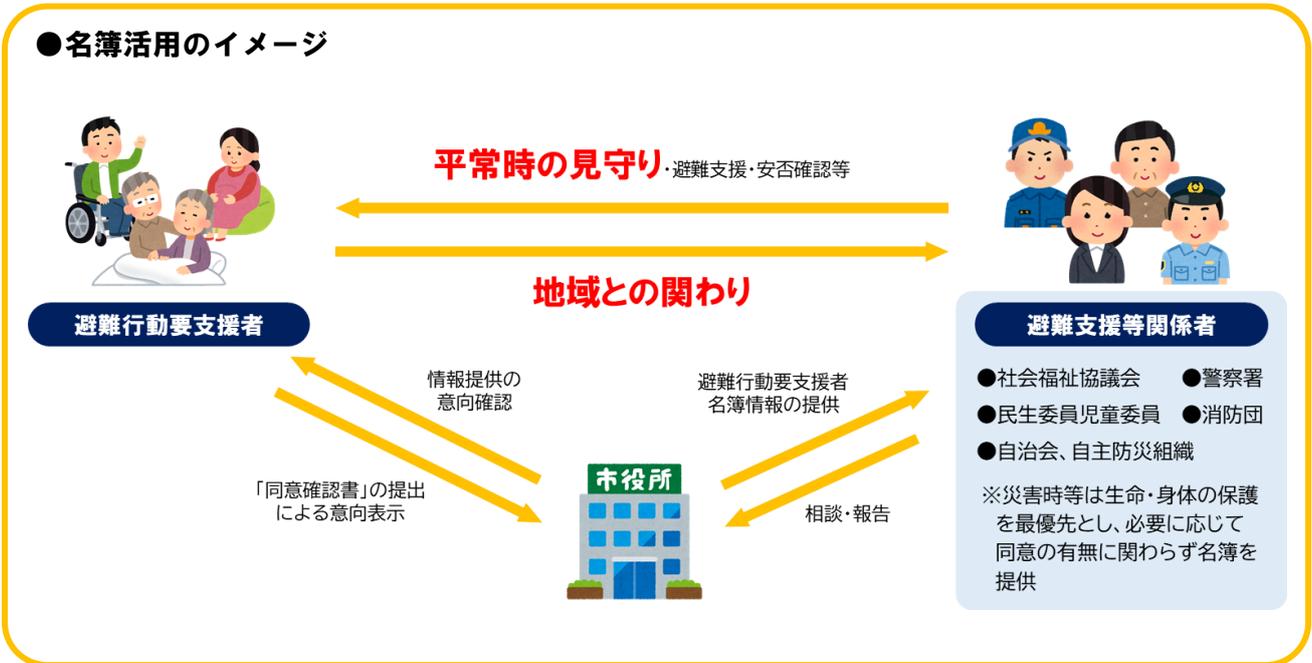
「避難行動要支援者」と呼びます。

避難行動要支援者に対しては、福祉関係者、近隣住民、自主防災組織などによる支援体制を確立し、その人の状態に応じたきめ細やかな支援を行う必要があります。



### 3 避難行動要支援者名簿について

瀬戸内市では、災害が発生し、または発生する恐れのある場合に、避難行動要支援者の安否確認や避難支援、避難所での生活支援などを的確に実施するために、平常時からの取組に必要な情報を事前に把握し、避難支援体制の整備に活用することを目的として、「**避難行動要支援者名簿**」（資料1）を作成しています。



#### (1)名簿掲載対象者

名簿掲載対象者は、在宅の方で、以下の要件のいずれかに当てはまる方です。

##### 【避難行動要支援者名簿の掲載対象者となる方】

- ①要介護認定3以上を受けている方
- ②身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者(心臓・腎臓機能障害を除く)
- ③療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する方で単身世帯の方
- ⑤市の生活サービスを受けている難病患者
- ⑥その他、避難支援等関係者が避難行動支援の必要を認めた方

⑥については、避難支援等関係者からの申出を受けて、必要に応じて名簿へ登載できるものです。ただし、必ず本人・家族等と調整して同意を得ておく必要があります。名簿への登載を検討する方がいる場合は、事前に市にご相談ください。

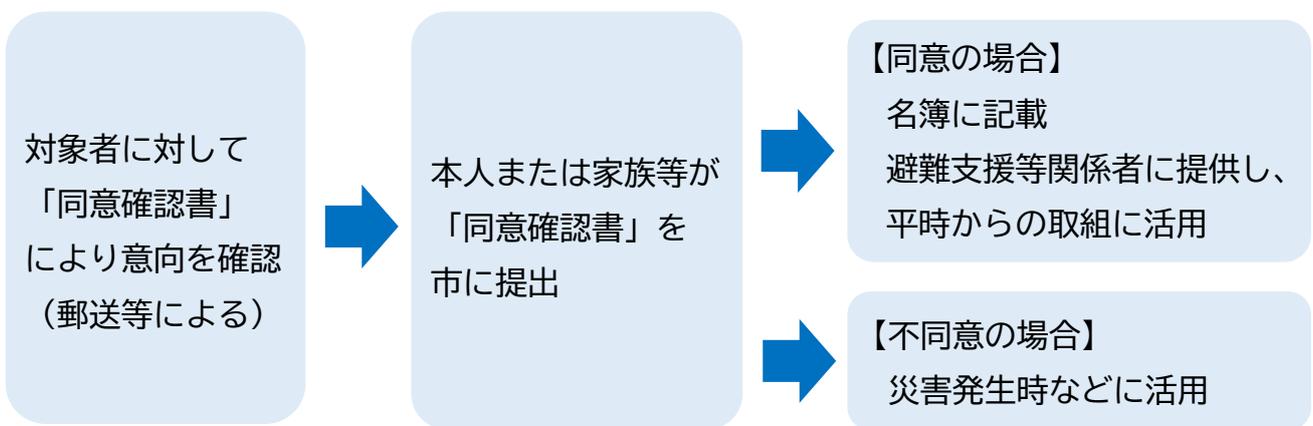


## (2)名簿作成の流れ

市は、上記(1)の対象者を抽出したのちに、本人の意思を尊重するため、平常時から名簿情報を提供することについて、同意確認書（資料2）により同意の有無を確認し、同意した方のみを掲載した名簿を避難支援等関係者に提供します。

その際、本人の心身の状況等により必要事項の記入および提出が困難な場合などは、その家族または法定代理人などから同意確認書の提出を受けることとしています。

また、市は、災害が発生し、または発生の恐れが生じた場合には、同意の有無に関わらず、対象者全員を記載した名簿を避難支援等関係者に提供し、可能な範囲で支援を行っていただくよう求めることができます。



## (3)名簿に記載する事項

名簿に記載または記録する事項は、以下のとおりです。

### 【名簿に記載または記録する事項】

- ①氏名、ふりがな
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所、自治会名、郵便番号
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難行動支援を必要とする事由

## (4)避難支援等関係者への名簿情報の提供について

平常時から名簿情報を提供する避難支援等関係者は、以下のとおりです。

なお、避難支援等関係者への名簿情報の提供にあたっては、各者と締結する協定に基づき、個人情報の取扱いに十分注意していただくこととしています。

### 【避難支援等関係者】

- ①瀬戸内警察署
- ②瀬戸内市社会福祉協議会
- ③自治会、自主防災組織
- ④消防団
- ⑤民生委員児童委員

## 4 個別避難計画について

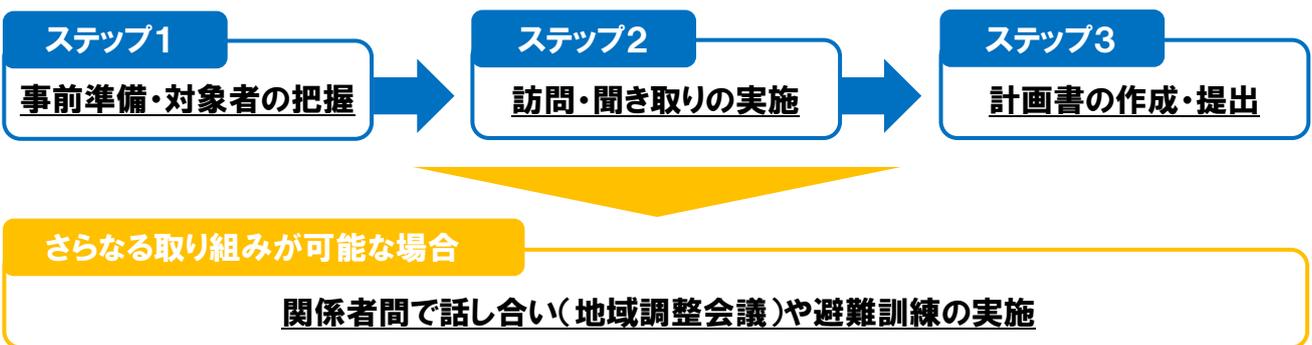
個別避難計画は、避難行動要支援者ごとに、誰と（支援者）・どこへ（避難先）・どのように（避難方法）避難するかなどをあらかじめ定めておくことで、災害発生時または発生する恐れがあるときに、迅速な避難支援等を行うことを目的としています。（資料3）

個別避難計画の作成にあたっては、行政だけでなく、地域の自主防災組織や民生委員児童委員、福祉・医療・保健の専門職（福祉専門職等）などの関係者が連携し、実効性のある計画づくりに努めることが大切です。



### ●個別避難計画作成の流れ

まずは、対象者の状況把握を中心に、可能な範囲で計画書の作成に取り組みます。また、さらなる取り組みが可能な場合には、関係者間で話し合い（地域調整会議）や避難訓練などを実施し、避難支援体制の強化を進めましょう。



### 【各ステップの取組内容】

#### ステップ1 事前準備・対象者の把握

- ①市と協定を結び、避難行動要支援者名簿の提供を受ける。
- ②役員等で対象者を確認し、計画作成の進め方や役割分担を決める。

- ・避難行動要支援者名簿の提供を受けるためには、市と協定を締結する必要があります。名簿の提供を希望する場合は、危機管理課へお問い合わせください。
- ・名簿の提供を受け、まずは地域内で計画作成の進め方や役割分担などについて話し合いましょう。
- ・自主防災組織として補助金を活用する場合は、事前に申請が必要です。（資料4）
- ・市では、計画作成に関する出前講座を行っていますので、ご希望があれば危機管理課までご相談ください。（3週間前までに連絡をお願いします）

## ステップ2 訪問・聞き取りの実施

- ①対象者宅を訪問し、計画作成について説明するとともに、対象者への聞き取りを行う。
- ②本人からの聞き取りが難しい場合は、家族に協力をお願いする。

- ・対象者に対して、個別訪問を実施します。自主防災組織を中心に、自治会長や班長、民生委員児童委員の方などと協力して行いましょう。
- ・個人情報の拡散を防ぐため、あまり人数が多くならないように注意しましょう。(2~3人程度)
- ・本人からの聞き取りが難しい場合があるので、可能な範囲で家族にも同席をお願いしましょう。
- ・訪問の際には、計画作成の趣旨などを説明したうえで、生活状況等について聞き取りましょう。
- ・一度で済まそうとせず、少しずつ関係づくりを進めながら聞き取りを試みましょう。

## ステップ3 計画書の作成・提出

- ①ステップ2で聞き取った内容をもとに、市の様式を用いて個別避難計画を作成する。
- ②作成した個別避難計画は、本人の同意を得て、副本を関係者間で共有するとともに、原本を危機管理課へ提出する。

- ・避難支援等実施者の選定にあたっては、特定の方に負担がかかり過ぎないように配慮しましょう。
- ・個別避難計画の副本の共有先は、対象者本人、自治会・自主防災会の役員、民生委員児童委員、避難支援等実施者など、最小限に留め、個人情報の保護・管理を徹底しましょう。

### こんなときはどうすればいいの？

#### ■対象者に聞き取りを行う場合、どのような内容を聞き取っていいかわからない。

→まずは、市が作成した個別避難計画の記入例を参考にして聞き取りを行ってください。

#### ■対象者に対して訪問・聞き取りを行う際、普段からなじみのないため、うまく話ができるか不安。

→ご家族に同席してもらったり、可能であれば日頃から見守り活動をされている民生委員児童委員などに同行してもらえると、対象者にとっても話しやすく、理解が得られやすくなります。

→個別避難計画作成の取り組みをきっかけとして、対象者との関係づくりを進める視点を持ちましょう。

#### ■避難支援等実施者を探しているが、なかなか見つからない。

→声掛けだけでも避難のきっかけをつくる重要な支援になります。はじめから全ての支援を地域で行うことを前提とせず、できることから少しずつ始めてみましょう。

→「支援が困難な場合は自主防災組織に応援を頼むこととする」などの取り決めがあると、個人の負担を軽減させることができます。

→市が地域調整会議を開催することもできますので、必要に応じてご相談ください。

## さらなる取り組みが可能な場合

### ■関係者間で話し合い(地域調整会議)の実施

本人・家族や避難支援等実施者となる近隣住民、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉専門員、行政機関等の関係者が集まり、本人の状況や支援内容、避難方法等について話し合う。

- ▶ **関係者が集まって話をすることで具体的な支援内容等の認識が共有でき、顔の見える関係づくりにつながる。**

### ■避難訓練の実施

本人・家族や関係者の参加のもと、作成した計画に基づき避難訓練を行う。

- ▶ **計画内容の検証ができるとともに、参加者の避難・避難支援への意識が高まり、避難支援体制の強化につながる。**

## 5 個人情報の取り扱いについて

市から提供する避難行動要支援者名簿や個別避難計画などは、非常に大切な個人情報です。支援に関係のない人にむやみに情報が漏れることのないよう、管理には十分気を付けましょう。

### ■個人情報の取り扱いについてルールを決めて管理しましょう。

ルールに入れておきたい項目は以下のとおりです。

- ①個人情報の管理責任者、保管場所について
- ②個人情報を共有する範囲について (例)自主防災会長、自治会長、避難支援等実施者 など
- ③利用目的について (例)避難支援体制づくりや災害時の避難誘導のため など

### ■災害時の支援に必要な最小限の情報の収集にとどめましょう。

聞き取り等によって収集する個人情報は、支援を行うために必要な範囲内にしましょう。

### ■個人情報を取得するときは、利用目的を本人に伝えましょう。

利用目的をはじめに伝えることで、対象者も安心して情報を提供することができます。

### ■事前に本人の同意が得られた範囲内で情報共有するようにしましょう。

- ①関係者に情報共有することについて、本人(又は家族)の同意を得ておきましょう。
- ②情報共有する内容についても、同意を得ておきましょう。

(資料1)避難行動要支援者名簿(例)

瀬戸内市避難行動要支援者名簿(例)

名簿情報：令和●年11月1日現在  
回答状況：令和○年3月1日現在

抽出 連番	自治会 名称	住所	方書	氏名	氏名カナ	性別	生年月日	支援を必要とする事由						連絡先			消防団 分団	民生委員区分
								①	②	③	④	⑤	⑥	連絡先①	連絡先②	代理人氏名(続柄)		
1	〇〇(牛 窓)	牛窓町〇〇1番地1		●●●●	〇〇 〇〇	女	昭和●年●月●日	○					〇〇-〇〇〇〇〇	090-●●●●-●●●●	〇〇 〇〇(子)	01牛窓	000●●	
2	〇〇(牛 窓)	牛窓町〇〇2番地2		■●■●	□□ □□	男	昭和■年■月■日	○	○				□□-□□□□□		□□ □□(妻)	01牛窓	000●●	
3	〇〇(牛 窓)	牛窓町〇〇3番地3		▲▲▲▲	△△ △△	女	大正▲年▲月▲日	○						090-▲▲▲▲-▲▲▲▲	△△ △△(甥)	01牛窓	000●●	

支援を必要とする事由 ①：要介護度3以上 ②：身体障害者手帳1，2級(心臓・腎臓機能障害のみを除く) ③：療育手帳A  
④：精神障害者保健福祉手帳1，2級(単身世帯の方) ⑤：難病患者 ⑥：その他

〒 -

### 同 意 確 認 書

フリガナ		生年月日	
氏 名		性別	自治会コード
避難支援等を必要とする事由			

※上記は市が保有する情報を集約して、 年 月 日現在のデータで作成しています。

※上記をご確認いただき誤りがあれば記載内容の訂正をお願いします。

署名・連絡先をご記入ください。

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先（自宅・携帯）電話 \_\_\_\_\_

（やむを得ない理由により本人が記入できない場合）

代理人氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

連絡先（自宅・携帯）電話 \_\_\_\_\_

【注意事項】 ※よく読んで、裏面の質問にお答えください。

避難支援等関係者への情報提供に同意し、あなたの情報を避難行動要支援者名簿に登載することで、災害時における避難行動の支援を受ける可能性が高まります。また、個別避難計画を作成することで、避難支援を行う人や連絡先などが明確になり、災害時の円滑かつ迅速な避難につながる可能性が高まります。

ただし、避難支援等関係者自身の安全が前提であるため、同意によって避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、避難支援等関係者は、避難支援等に関して法的な責任や義務を負うものではありません。

\* 1 避難支援等関係者：公的機関（警察・消防機関等）・自主防災組織・民生委員・社会福祉協議会  
その他、市が認めた避難支援等の実施に携わる関係者

\* 2 提供 する 情 報：氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、心身の状況  
その他、個別避難計画（参考様式5）に記載の情報

【質問事項】

(1) 【注意事項】をよく読んだうえで、あなたの情報を避難行動要支援者名簿に登載し、避難支援等関係者への情報提供することに同意しますか。当てはまるものに☑をお願いします。

同意します ⇒ (2)へ進んでください

同意しません (理由: \_\_\_\_\_)

⇒ 質問は以上です

社会福祉施設入所または長期入院のため、同意しません

⇒ 質問は以上です

(2) 【注意事項】をよく読んだうえで、個別避難計画を作成および情報提供することに同意しますか。当てはまるものに☑をお願いします。

同意します ⇒ (3)へ進んでください

同意しません (理由: \_\_\_\_\_)

⇒ 質問は以上です

(3) 個別避難計画を、ご自身、もしくはご家族などで作成することができますか。当てはまるものに☑をお願いします。

できます ⇒ 個別避難計画(様式第5号)に記入してください

支援が必要です ⇒ 個別避難計画作成のために、市または避難支援等関係者が訪問することがありますので、その際にご協力ください

ご回答ありがとうございました。

\* 「同意します」と回答された方は、変更の申出がない限り、その回答を次年度以降も引き継ぎます。

(資料2)同意確認書・記入例

〒700-0000

瀬戸内市〇〇〇町〇〇〇番地200

基幹福祉中央マンション1203号

瀬戸内 太郎 様

記入例

氏名（フリガナ）、生年月日、性別、自治会、避難支援等を必要とする事由について誤りがないか確認してください

同意確認書

フリガナ	セトウチ タロウ	生年月日	昭和50年1月10日		
氏名	瀬戸内 太郎	性別	男	氏名	瀬戸内 淳一郎
避難支援等を必要とする事由	② 身体障害者手帳 1, 2級（心臓・腎臓機能障害のみを除く）等				

※上記は市が保有する情報を集約して、  
※上記をご確認いただき誤りがあれば記載内容の  
署名・連絡先をご記入ください。

日付、氏名、連絡先（電話番号）をご記入下さい。  
本人が記入することが困難で、代理の方が記入する場合は代理人氏名、続柄、連絡先にご記入下さい。

年 月 日

氏名 瀬戸内 太郎

連絡先（自宅・携帯）電話 0869-XX-XXXX

（やむを得ない理由により本人が記入できない場合）

代理人氏名 瀬戸内 優子 続柄 子

連絡先（自宅・携帯）電話 090-XXXX-XXXX

【注意事項】 ※よく読んで、裏面の質問にお答えください。

避難支援等関係者への情報提供に同意し、あなたの情報を避難行動要支援者名簿に登載することで、災害時における避難行動の支援を受ける可能性が高まります。また、個別避難計画を作成することで、避難支援を行う人や連絡先などが明確になり、災害時の円滑かつ迅速な避難につながる可能性が高まります。

ただし、避難支援等関係者自身の安全が前提であるため、同意によって避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、避難支援等関係者は、避難支援等に関して法的な責任や義務を負うものではありません。

\* 1 避難支援等関係者：公的機関（警察・消防機関等）・自主防災組織・民生委員・社会福祉協議会  
その他、市が認めた避難支援等の実施に携わる関係者

\* 2 提供する情報：氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、心身の状況  
その他、個別避難計画（参考様式5）に記載の情報

【質問事項】

記入例

(1) 【注意事項】をよく読んだうえで、あなたの情報を避難行動要支援者名簿記載者、避難支援等関係者への情報提供することに同意しますか。当てはまるものに☑をお願いします。

同意します ⇒ (2)へ進んでください

同意しません (理由: \_\_\_\_\_)

⇒ 質問は以上です

社会福祉施設入所または長期入院のため、同意しません

同意しない場合は理由までご記入ください。

(2) 【注意事項】をよく読んだうえで、個別避難計画を作成および情報提供することに同意しますか。当てはまるものに☑をお願いします。

同意します ⇒ (3)へ進んでください

同意しません (理由: \_\_\_\_\_)

⇒ 質問は以

作成した個別避難計画は、本同意確認書と一緒に返信用封筒でご提出ください。

また、個別避難計画が作成できない場合も、本同意確認書だけでも結構ですのでご提出ください。

(3) 個別避難計画を、ご自身、もしくは  
お願いします。

できます ⇒ 個別避難計画(様式第5号)に記入してください

支援が必要です ⇒ 個別避難計画作成のために、市または避難支援等関係者が訪問することがありますので、その際にご協力ください

ご回答ありがとうございました。

\* 「同意します」と回答された方は、変更の申出がない限り、その回答を次年度以降も引き継ぎます。

本同意書の内容に変更等がある場合は、必ず市危機管理課(0869-22-3904)までご一報ください。

取扱注意

避難行動要支援者 個別避難計画

作成日: 年 月 日

ふりがな 氏 名					
生年月日	T・S・H 年 月 日	年 齢	歳	性 別	男・女
住 所					
電話番号		F A X			
携帯番号		MAIL			
同居の 家族等	<input type="checkbox"/> 日中同居 <input type="checkbox"/> 夜間同居				
緊急時の 連絡先①	ふりがな 氏 名	(間柄: )			
	住 所				
	連 絡 先				
緊急時の 連絡先②	ふりがな 氏 名	(間柄: )			
	住 所				
	連 絡 先				
避難支援 等実施者 ①	ふりがな 氏 名	(間柄: )			
	住 所				
	連 絡 先				
避難支援 等実施者 ②	ふりがな 氏 名	(間柄: )			
	住 所				
	連 絡 先				
定期的に利用し ている医療機関 や介護・障害福祉 事業書の連絡先	名称:				電話番号:
	名称:				電話番号:
	名称:				電話番号:



取扱注意

避難行動要支援者 個別避難計画

作成日: 令和●年●月●日

ふりがな氏名	せとうち たろう 瀬戸内 太郎				
生年月日	T●S●H●年●月●日	年齢	●●歳	性別	●男●女
住所	瀬戸内市●●町●●●-●				
電話番号	●●●●●-●●●-●●●●●(自宅)	F A X	●●●●●-●●●-●●●●●		
携帯番号	なし		MAIL	なし	
同居の家族等	(ふりがな) せとうち はなこ せとうち ゆうこ 瀬戸内 花子(妻) 瀬戸内 優子(子) <input checked="" type="checkbox"/> 日中同居 <input type="checkbox"/> 夜間同居				
緊急時の連絡先①	ふりがな氏名	せとうち はなこ 瀬戸内 花子 (間柄: 妻)			
	住所	瀬戸内市●●町●●●-●			
	連絡先	●●●●●-●●●●●-●●●●●(携帯)			
緊急時の連絡先②	ふりがな氏名	せとうち いちろう 瀬戸内 一郎 (間柄: 子)			
	住所	岡山市●区●●●-●●●ビル●●号室			
	連絡先	●●●●●-●●●●●-●●●●●(携帯) ●●●●●@●●●.●●●.●●●			
避難支援等実施者①	ふりがな氏名	せとうち ゆうこ 瀬戸内 優子 (間柄: 子)			
	住所	瀬戸内市●●町●●●-●			
	連絡先	●●●●●-●●●●●-●●●●●(携帯) ●●●●●@●●●.●●●.●●●			
避難支援等実施者②	ふりがな氏名	ふくし まもる 福祉 守 (間柄: 近隣住民)			
	住所	瀬戸内市●●町●●●-●			
	連絡先	●●●●●-●●●●●-●●●●●			
定期的に利用している医療機関や介護・障害福祉事業所の連絡先	名称:	●●●●●医院			
	名称:	小規模多機能ホーム●●●	電話番号:	●●●●●-●●●-●●●●●	
	名称:	●●●●●歯科医院	電話番号:	●●●●●-●●●-●●●●●	

優先的に連絡を取る人から順に記入してください。  
可能な限り2名記入してください。

災害時に、実際に支援にあたる人を書いてください(相手方の了承を得ること)。  
同居の家族で支援できる場合は、家族の情報を記入して構いません。

<p>避難時に配慮 しなくてはな らない事項</p>	<p>(あてはまるものすべてに☑)</p> <p>☑ 介護保険の認定を受けている【要介護状態区分: <b>要介護3</b>】</p> <p>☐ 手帳所持【障害名: _____ 等級: _____】</p> <p>☐ 難病の特定医療費等の支給を受けている</p> <p>☐ 医療機器の装着や使用等をしている【☐ 人工呼吸器 _____】</p> <p>☐ 一人で立つことや歩くことができない ☑ 音が聞こえない(聞こえにくい)</p> <p>☐ 物が見えない(見えにくい) ☐ 危険なことを判断できない</p> <p>☑ その他【<b>糖尿病、喘息、卵アレルギー</b>】</p>	
<p>避難時に持 っていくもの</p>	<p>☑ 薬、お薬手帳 ☑ 眼鏡 ☑ 補聴器 ☑ 入れ歯 ☐ 杖</p> <p>☐ 車いす ☐ シルバーカー</p> <p>☑ その他【<b>紙おむつ</b>】</p>	
<p>自宅周辺の ハザード</p>	<p>☑ 洪水【浸水深: <b>0.5~3m</b>】 ☐ 土砂災害 _____ ☐ 高潮 _____</p> <p>☑ 地震【最大震度: <b>6弱</b>】 ☐ 津波【浸水深: _____ m】</p>	
<p>避難場所①</p>	<p>名称: <b>瀬戸内 一郎 宅</b></p>	<p>住所: <b>岡山市●区●●●●●ビル●●●●●号室</b></p>
<p>避難場所②</p>	<p>名称: <b>●●公民館</b></p>	<p>住所: <b>瀬戸内市●●●●●</b></p>
<p>避難支援時・ 避難所での 留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左耳が特に聞こえにくいので、話をするときは右側から。</li> <li>・排泄、更衣に介助が必要。</li> <li>・歯が悪いので、食事は柔らかいものを。</li> <li>・避難情報が発令された場合、一郎が自宅まで車で迎えに来る。</li> <li>・花子、一郎、優子と連絡が取れない場合は、福祉さんと一緒に●●公民館に避難する。</li> </ul>	
<p>避難経路等</p>	<p>→ 避難経路(●●公民館の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水路脇を通るときは溢水に注意。</li> <li>・避難先(●●公民館)の前の道の段差に注意。</li> </ul> <p>地図に避難経路を示すとともに、危険な場所等あれば記入してください。 地図は手書きでも構いません。</p>  <p>※国土地理院地理院地図より</p>	

※本計画は、避難支援等実施者による災害時の避難支援を保証するものではありません。また、避難支援等実施者は、避難支援等について法的な責任や義務を負うものではありません。

(資料4)市による自主防災組織への支援

## ○瀬戸内市自主防災組織活性化促進事業補助金

・令和5年度より、自主防災組織の結成及び活性化を促進するため、新たに「瀬戸内市自主防災組織活性化促進事業補助金」を創設。自主防災組織が行う防災活動や防災資機材整備等を支援。

・自主防災活動として個別避難計画作成に取り組む組織に対して、計画作成1件あたり3千円を交付。

※補助金の交付を受けるためには、自主防災組織として市の認定を受ける必要があります。

※個別避難計画作成に取り組む場合は、市と協定を結び、避難行動要支援者名簿の提供を受ける必要があります。

### ■自主防災活動促進事業

1. 補助対象経費:次に掲げる事業に要する経費(学区等を単位とする事業に要する経費は除く)。

- (1) 防災意識啓発のための活動 (2) 地区内におけるハザード等の状況把握 (3) 防災訓練の実施  
(4) 要配慮者の居住状況の把握 (5) 避難行動要支援者の避難支援体制づくり(個別避難計画の作成)

2. 限度額

①上記(1)~(4)の事業を行う場合 → **一年度につき5万円**

②補助対象事業者が、当該年度において新規に認定組織となった団体である場合  
→ **①に2万円を加算**

③上記(5)の事業を行う場合で、次のいずれにも該当する場合  
→ **計画作成を行った件数1件あたり3千円**

●作成した個別避難計画の原本を市に提出すること

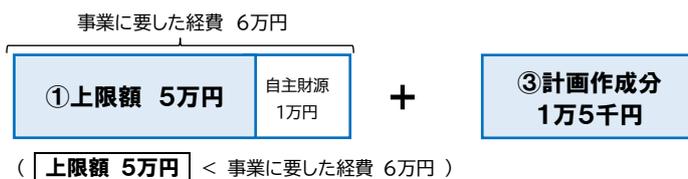
●協定に基づき市が提供した避難行動要支援者名簿に登載された者の計画であること

※注意：交付額は、上記①と②により算出した限度額と、事業に要した経費を比較して少ない方の額に、上記③により算出した額を加えた額とする。

#### 【補助金交付の例】

##### 例1:既に認定を受けた組織の場合

- ・活動に要した経費 6万円
- ・個別避難計画作成 5件



$$\text{① 5万円} + \text{③ 1万5千円} = \text{交付額 6万5千円}$$

##### 例2:新たに認定を受けた組織の場合

- ・活動に要した経費 6万円
- ・個別避難計画作成 5件



$$\text{①,② 6万円} + \text{③ 1万5千円} = \text{交付額 7万5千円}$$

※この他に、自主防災組織が活用する防災資機材の整備を行う事業(防災資機材整備促進事業)、学区等单位での防災活動に対する事業(学区等連携促進事業)、地区が独自に防災マップを作成する事業(防災マップ作成促進事業)に対しても補助金を交付します。詳細については、危機管理課までご相談ください。